毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目　次

◇規則
鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
◇告示
昭和四十年度に許可すべき指定施業要件が定められていない保安林の立木の皆伐面積の限度
昭和四十年度に許可すべき保安林の立木の皆伐面積の限度
昭和四十年度に許可すべき保安林の立木の皆伐面積の限度

規　則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年二月一日

鳥取県知事　石　破　二　朗

鳥取県規則第三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中

農政企画課	経理室・構造改善室・専門技術員室・企画係・経営係・普及研究係・生活改善係

を

農政企画課	経理振興
耕地課	管理係・土地改良係・開墾建設係・災害係・調査係・中海干拓係

に、

を

「

耕地課	管理係・土地改良係・開墾建設係・災害係・調査係
中海干拓室	調整係・技術係・米子分室

」

に改める。

第十二条耕地課の項の第一号中「関すること。」を「関すること（中海干拓室の分掌に係るものを除く。）。」に改め、同条耕地課の項の次に次のように加える。

中海干拓室

中海干拓淡水化事業の促進に関すること。

第十五条第二項中「、課及び局に課長補佐又は局長補佐」を「及び課に課長補佐、局長補佐又は室長補佐」に改める。

第十七条中「課長」を「当該課の長」に改める。

第百七条第一項の表の鳥取県米子地方農林振興局の項中

「

耕地課	管理係・事業係・県営事業係・開墾建設係
中海干拓課	事業係・調整係

」

を

「

耕地課	管理係・事業係・県営事業係・開墾建設係

」

に改め、同条第四項中中海干拓課の項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年二月一日

鳥取県知事　石　破　二　朗

鳥取県規則第四号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「・係長」を「・係長・分室長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

鳥取県告示第五十一号

森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令（昭和三十七年農林省令第四十二号）第二項の規定により昭和四十年度における指定施業要件が定められていない保安林の立木の皆伐による伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十年二月一日

鳥取県知事　石　破　二　朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度	単位区域名	備考
	市郡	町村	大字	字	
水源かん養保安林	鳥取市・気高郡・岩美郡河原及び郡家町		一円、八頭郡のうち二五九、二七ha	鳥取地区	
土砂流出防備保安林	岩美	岩美	九五、〇八	岩美	

〃	国府	五、八六	国府
〃	福部	〇、三〇	福部
〃	鳥取	四五、五六	鳥取
〃	気高	一、三六	気高
〃	鹿野	二〇、一四	鹿野
〃	青谷	〇、六八	青谷
干害防備保安林	岩美	三、一四	
〃	岩美	長谷	
〃	鳥取	高路	
〃	気高	鹿野	末用
〃	〃	水谷	八、三二
土砂流出防備保安林	八頭	河原	四、九三
〃	郡家		二、四二
干害防備保安林	船岡	喜才谷山	六、四二
〃	〃	殿	七、六二
〃	〃	明見谷東平	〇、四〇
〃	〃	水口	〇、二八
〃	〃	血見谷東平	一、三二
〃	〃	〃	一、〇二
〃	〃	池ノ内下平	
〃	用瀬	赤波	一、四〇
水源かん養保安林	倉吉市及び東伯郡一円		四四三、五五　倉吉地区

土砂流出防備保安林	東伯	東郷	四四、四六　東郷
〃	〃	三朝	一四、二〇　三朝
〃	〃	関金	一八、七六　関金
〃	倉吉		二九、七一　倉吉
〃	東伯	東伯	一一、九八　東伯
干害防備保安林	倉吉	志津	〇、三〇
〃	〃	栗尾	一、七六
〃	〃	大原	〇、六六
〃	東伯	東郷	〇、〇四
〃	〃	宮内	〇、〇四
〃	〃	大谷	〇、六一
〃	〃	槻下	〇、〇八
〃	〃	金屋	〇、三五
〃	〃	杉地	〇、八〇
〃	〃	野田	六、三四
〃	〃	福永	一、五〇
〃	〃	倉坂	奥山次一東平	三、四四
〃	〃	〃	奥山湯頭	〇、三六
土砂流出防備保安林	日野	日野		〇、六四　日野

〃	〃　日南	二、〇四	日南
水源かん養保安林	日野郡のうち日野町及び日南町	八〇四、三六	日野地区

鳥取県告示第五十二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の三第三項の規定により昭和四十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十年二月一日

鳥取県知事　石破　二朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所 市郡	町	大字	字	皆伐面積の限度 ha	単位区域名	備考
土砂流出防備保安林	八頭	若桜			〇、二二	若桜	
〃	〃	智頭			三、三六	智頭	
〃	〃	船岡			〇、四八	船岡	
〃	〃	用瀬			一、五二	用瀬	
水源かん養保安林	米子市・西伯郡一円 日野郡のうち溝口町及び江府町				四一二、二三	米子地区	
土砂流出防備保安林	西伯	大山			四、〇二	大山	

〃	〃	中山	〇、一〇	中山
〃	〃	米子	〇、一〇	米子
〃	西伯	会見	一、三二	会見
〃	〃	岸本	四、六六	岸本
〃	〃	西伯	三、六二	西伯
〃	日野	溝口	四、一四	溝口
〃	〃	江府	二、四四	江府
干害防備保安林	西伯	大山	宮内ほか	一二、一八	宮内・坊領
〃	〃	赤松	門野	〇、〇六	門野
〃	〃	長田	孝霊山ほか	二、二〇	孝霊山
〃	〃	西伯	法勝寺	〇、八二	法勝寺
〃	〃	伐株	大谷奥	〇、一〇	大谷奥

鳥取県告示第五十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の三第三項及び森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令（昭和三十七年農林省令第四十二号）第二項の規定により昭和四十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十年二月一日

鳥取県知事　石破　二朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所	皆伐面積の限度	単位地区名	備考
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域	一、一四〇、七六 ha	八頭地区	

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行日　火、金

発行者　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県

印刷所　鳥取県鳥取市栗谷町　鳥取県印刷所

（定価　一部　月極　二五〇円（送配料共））